平成２５年（フ）第１３２１号
名古屋市港区小碓３丁目38番地
債務者　生方　雄喜
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨下沙登子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８号
鹿児島県鹿児島市上福元町3943番地５
債務者　渡久地剣二
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
静岡県浜松市浜北区内野372番地
債務者　太田　顕式
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤堀　　耕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７号
京都府福知山市かしの木台５丁目68番地の２
債務者　大重　秀一
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第２８２号
愛知県あま市新居屋清明48番地１　メゾン・ド・ジボアール301号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字東條字高松33番地
債務者　園芸のかわのこと　川野　康輔
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川　美和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８３号
愛知県あま市新居屋清明48番地１　メゾン・ド・ジボアール301号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字東條字高松33番地
債務者　川野　尋正
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相川　悟郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４８５号
札幌市白石区本通18丁目南３番１―301号
債務者　嶋　　乙夏（旧姓大屋）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島圭太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９３号
名古屋市中川区戸田明正１丁目1201番地　エトワール301号
債務者　岡地　美浩
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１号
京都府亀岡市宮前町猪倉椿原２番地87
債務者　関戸　　猛
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川　美和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷515番地５
債務者　松尾　繁男
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　竜之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
札幌市東区北９条東７丁目１番25―311号
債務者　西野　浩一
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５号
三重県尾鷲市矢浜岡崎町249番地２、前住所三重県尾鷲市中川19番１号
債務者　山本　宗人
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第５２号
岐阜市住ノ江町２丁目11番地４
債務者　桒原　　良
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３７号
函館市昭和４丁目14番17号
債務者　岩崎　信昭
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１０号
和歌山県田辺市城山台31番８号
債務者　山本　剛士
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第５６３８号
大阪府茨木市白川２丁目24番27号　レオパレスリビエルブランシェⅡ204号
債務者　坂口佳奈子（旧姓若松）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７１０号
大阪市淀川区三国本町３丁目16番10号
債務者　山下　高子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部